

助成金の支給対象が有期雇用労働者の場合 雇用契約が「自動更新」であることが必要です

- ☑ 「特定求職者雇用開発助成金」の支給対象者が有期雇用契約の労働者の場合、対象労働者が望む限り更新できる「自動更新」であることが必要です。
- ☑ 自動更新の確認は、労働条件通知書または雇用契約書により行うため、労働条件通知書等に「自動更新」である旨が記載されていることが必要です。
- ☑ 労働条件通知書等に「自動更新」である旨が記載されていても、更新の要件が「勤務態度により判断する」等、就業規則における解雇要件を超えている場合、本助成金の対象者として紹介を受けた場合であっても、助成対象となりません。

① 契約期間に「自動更新」と明記していますか？

はい



いいえ



本助成金の対象外

有期雇用労働者の場合雇用契約書等に「自動更新」の明記が必要です

② 更新の条件「あり」となっていますか？

はい



いいえ



本助成金の対象

「自動更新」かつ「更新の条件：なし」の場合助成金の対象となります。

③ 更新の条件は、就業規則の解雇要件と同じですか？

はい



いいえ



本助成金の対象

本助成金の対象外

就業規則の解雇要件を超える場合「自動更新」と見なしません

※他の要件等により不支給となる場合もありますので、詳細は労働局またはハローワークでご確認ください。

有期雇用労働者の雇用契約について

■ 対象コース

有期雇用契約であっても上記を満たした場合に本助成金の対象となるコースは下記のとおりです。

「特定就職困難者コース」「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」「生活保護受給者等雇用開発コース」

■ 雇用契約の確認

「労働条件通知書」、または「雇用契約書」に記載されている内容により判断します。

※審査にあたって、対象労働者本人に雇用契約の実態等について聞き取りを行う場合があります。

■ 就業規則等の確認 ※更新の条件がある場合のみ

“更新条件＝就業規則等に定める解雇事由”であれば助成対象となります。

更新条件がある場合には「就業規則」を提出いただきますのでご了承ください。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

Ministry of Health, Labour and Welfare

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のご案内

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を雇用する事業主をサポートします！！

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

まずは求人提出が必要です。詳細は労働局またはハローワークへお問い合わせください

助成額 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
① 母子家庭の母等 高年齢者（60歳以上） ウクライナ避難民 補完的保護対象者※ など	60万円（50万円） 短時間：40万円（30万円）	30万円（25万円）× 2期 短時間：20万円（15万円）× 2期
② 身体・知的障害者	120万円（50万円） 短時間：80万円（30万円）	30万円×4期（25万円×2期） 短時間：20万円×4期（15万円×2期）
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	240万円（100万円） 短時間：80万円（30万円）	40万円×6期（33万円※×3期） 短時間：20万円×4期（15万円×2期） ※第3期は34万円

※出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者

()内は大企業に対する支給額

- ・半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)に2回支給するイメージです。
- ・「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- ・所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。
- ・採用日時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象となります（ただし①の「高年齢者（60歳以上）」は65歳以上の方も助成対象となります）。
- ・①の区分には、これ以外にも「父子家庭の父」「中国残留邦人等永住帰国者」「北朝鮮帰国被害者等」「認定駐留軍関係離職者（45歳以上）」「沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上）」「漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）」「アイヌの人々」などが対象となります。

助成対象となる雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です

※ 「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。

※ 雇入れ時点で継続雇用（上記の雇用形態であり、対象労働者を65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であること）が確実であると認められる場合に助成対象となります。

【ご案内】

本コースの対象となる労働者を雇い入れ、**訓練+賃上げ**を実施した場合に、
本コースの**1.5倍の助成額**を支給する「**成長分野等人材確保・育成コース**」があります。
対象者に人材育成などをお考えの事業主の皆様は、こちらのページもご覧ください。

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース） | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)





「特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）」のご案内

「特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）」は、障害者手帳を持たない発達障害や難病のある方を雇い入れる事業主に対して助成し、発達障害や難病のある方の雇用と職場定着を促進するためのものです。

発達障害や難病のある方を新たに雇い入れた事業主に助成金を支給します

以下の①、②のすべてに当てはまる対象者をハローワーク、地方運輸局、特定地方公共団体※¹、職業紹介事業者※¹の紹介により、**一般被保険者かつ継続して雇用する労働者※²**として**新たに雇用する事業主**に助成金を支給します。

「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」の対象者

① 障害者手帳を所持していない方であって、発達障害または難病のある方※³

- ▶ 発達障害の場合：発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）
- ▶ 難病の場合：別紙の難病がある方

② 雇入れ日時点で満年齢が65歳未満である方

- ※¹ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コースの取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いについて同意書を労働局に提出している特定地方公共団体・職業紹介事業者をいいます。
- ※² 継続して雇用する労働者とは、正規雇用または無期雇用、もしくは有期雇用であって対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あることをいいます。有期雇用の場合「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合に対象となり、勤務成績等によりに更新の有無を判断する場合等は対象となりません。
- ※³ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者、同条第6号に規定する精神障害者に該当する方は除きます。

助成額

対象労働者	企業規模	助成対象期間※ ⁴	支給総額※ ⁵				
				第1期	第2期	第3期	第4期
短時間労働者※ ⁶ 以外の労働者	中小企業以外	1年	50万円	25万円	25万円		
	中小企業	2年	120万円	30万円	30万円	30万円	30万円
短時間労働者	中小企業以外	1年	30万円	15万円	15万円		
	中小企業	2年	80万円	20万円	20万円	20万円	20万円

※^{4,5} 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期・第2期・第3期・第4期）といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。

※⁶ 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

<注意>

所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合や短時間労働者以外の者の実際の週当たりの賃金が「最低賃金×30時間」を下回っている場合には、支給額が減額される場合や支給されないことがあります。

【ご案内】

本コースの対象となる労働者を雇い入れ、**訓練+賃上げ**を実施した場合に、
本コースの**1. 5倍の助成額**を支給する「**成長分野等人材確保・育成コース**」があります。
対象者に人材育成などをお考えの事業主の皆様は、こちらのパンフレットもご覧ください！
<https://www.mhlw.go.jp/content/001018961.pdf>



特定求職者雇用開発助成金のご案内

(生活保護受給者等雇用開発コース)



この助成金は、**生活保護受給者**や**生活困窮者**の方々の就職を促進するため、対象者を雇い入れる事業主に対して支給するものです。

雇い入れた労働者に対する配慮事項などについて、助成金の支給申請に合わせてご報告いただきます。また、ハローワーク職員が職場を訪問し、職場定着に向けた相談・支援を行っています。

対象となる労働者

雇入れ日において、3カ月を超えて①～③のいずれかの支援を受けている**生活保護受給者**または**生活困窮者**を、**ハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者**（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に助成金を支給します。

- ① 地方公共団体からの支援要請に基づく**ハローワークにおける支援**
- ② 地方公共団体における**被保護者就労支援事業による支援**
- ③ 地方公共団体における**生活困窮者自立相談支援事業による就労支援**

※1 職業紹介時に、上記①～③のいずれかの支援対象者である旨をご説明します。

※2 上記①～③の支援を2つ以上受けている（受けていた）場合は、それらの期間が通算して3カ月を超えている場合に、支給対象になります。

※3 「継続して雇用する労働者」とは、正規雇用または無期雇用、もしくは有期雇用であって対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ当該雇用期間が継続して2年以上であることをいいます。有期雇用の場合「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合に対象となり、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は対象となりません。

※4 上記①の「支援要請」とは、地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づく要請をいいます。

※5 雇入れ日現在の満年齢が**65歳未満**の方に限ります。

支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が支給されます。

対象労働者	助成対象期間	支給総額	第1期	第2期
			第1期	第2期
短時間労働者以外の労働者	1年 (1年)	60万円 (50万円)	30万円 (25万円)	30万円 (25万円)
短時間労働者	1年 (1年)	40万円 (30万円)	20万円 (15万円)	20万円 (15万円)

※1 () 内は、中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。

※2 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

※3 「短時間労働者以外の労働者」であっても、週あたりの賃金額が「最低賃金×30時間」を下回る場合、月ごとの平均労働時間により支給額を算定して支給します。

※4 助成対象期間（1年）を6カ月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期・第2期）といい、支給対象期ごとに一定額を支給します。

【ご案内】

本コースの対象となる労働者を雇い入れ、**訓練+賃上げ**を実施した場合に、
本コースの**1.5倍の助成額**を支給する「**成長分野等人材確保・育成コース**」があります。
対象者に人材育成などをお考えの事業主の皆様は、こちらのパンフレットもご覧ください！

<https://www.mhlw.go.jp/content/001018961.pdf>

